

社会福祉法人 美鈴会 役員等報酬規程

(制定 平成 28 年 12 月 20 日)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 美鈴会の役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会、評議員会等の出席報酬等)

- 第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表 1 により一日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 2 により 一日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 評議員選任・解任委員会委員が委員会に出席したときは、別表 2 により 一日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
 - 5 報酬は、法令の定めるところにより所得税を源泉徴収して支給する。
 - 6 報酬は、現金にて理事会、評議員会の開催当日に支払うこととする。

(役員及び評議員の業務報酬等)

- 第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査の立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
 - 5 報酬は、法令の定めるところにより所得税を源泉徴収して支給する。
 - 6 報酬は、現金にて業務当日に支払うこととする。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表 4 により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 4 旅費等は、現金にて支払うこととする。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公示)

第7条 本会はこの規程をもって社会福祉法第 59 条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成 28 年 12 月 20 日より適用する。

この規程は、平成 29 年 11 月 13 日より適用する。

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日より適用する。

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日より適用する。

(旧規程の廃止)

平成 2 年 9 月 13 日より実施の社会福祉法人美鈴会役員の報酬等に関する規程は、これを廃止する。

別表 1

名 称	報酬額(月額)	実費弁償額	年額上限
理事会 出席報酬	10,410円	1,500円	150,000円

※ 報酬額より、所得税1,910円が源泉徴収されます。

別表 2

名 称	報酬額(月額)	実費弁償額	年額上限
評議員会 出席報酬	10,410円	1,500円	50,000円
評議員選任・解任委員会 出席報酬	10,410円	1,500円	50,000円

※ 報酬額より、所得税1,910円が源泉徴収されます。

名 称	報酬額(月額)	実費弁償額	年額上限
理事長 業務報酬	10,410円	1,500円	150,000円
理 事 業務報酬	10,410円	1,500円	150,000円
評議員 業務報酬	10,410円	1,500円	50,000円
監 事 業務報酬	10,410円	1,500円	150,000円

※ 報酬額より、所得税1,910円が源泉徴収されます。

別表 4

報酬額(月額)	旅 費	宿 泊 費	そ の 他
10,410円	実 費	実 費	実 費

※ 報酬額より、所得税1,910円が源泉徴収されます。